

<組合員の地位の譲渡>

(平成 23 年 7 月追加)

問 27 (補足). 組合員の地位を第三者に譲渡することは可能か。

(答)

1. LLPは、基本的に民法の組合契約のメリットを有しながら、組合員全員の有限責任を担保する、有限責任事業組合契約に関する法律に基づく事業体です。
2. 組合員の地位の譲渡の可否については、民法組合においては、一般に、組合契約で許容している場合や、他の組合員の同意がある場合は、組合員の地位を第三者に譲渡することは可能と解されています。なお、民法組合においては、組合員の地位を譲渡する場合は、脱退と加入の手続を行う必要はなく、他の組合員の持分に増減は生じないと解されています。
3. 上記民法組合の解釈も踏まえると、LLPにおいても、組合契約で許容している場合や、他の組合員の同意が得られれば、組合員の地位を第三者に譲渡することは可能です。そして、組合員の地位を譲渡する場合は、脱退と加入の手続を行う必要はなく、他の組合員の持分に増減は生じません。
4. 組合員の地位の譲渡に伴い不動産の持分移転の登記を行う場合には、添付書類として、組合員の地位の譲渡契約書、組合員の地位の譲渡を許容することを証する書面（組合契約書や他の組合員の同意書）、有限責任事業組合契約登記簿に関する登記事項証明書、当該不動産が組合財産に属することを証する書面、印鑑証明書が必要になりますので、ご注意ください。
なお、登記手続きの詳細は、最寄りの法務局にお尋ねください。

※一例として、他の組合員の同意により、組合員の地位の譲渡を許容するとともに、当該不動産が組合財産に属することを証する場合のひな型を示します。

同意書

- 1 組合員〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 乙野二郎 は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 丁野四郎 に対し、組合員たる地位を譲渡する。
- 2 上記組合員たる地位の譲渡に伴い、次に掲げる当組合の財産の上に 乙野二郎が有する持分は、丁野四郎 に移転する。

(1) 土地

所在 〇県〇市〇町〇丁目
地番 〇番
地目 〇〇
地積 〇m²

(2) 建物

所在 〇県〇市〇町〇丁目〇番地
家屋番号 〇番
種類 〇〇
構造 〇〇
床面積 〇m²

〇〇有限責任事業組合 組合員 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
乙野 二郎 印

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
丁野 四郎 印

当組合の組合員全員は、上記の事項について同意した。

平成〇〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇有限責任事業組合
組合員 甲野一郎 印
同 丙野三郎 印